

第14回トランジション・ファイナンス環境整備検討会 事務局資料

2026年8月21日

経済産業省GXグループ環境金融室

1. トランジション・ファイナンスを巡る国内外の動向

2. クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針改訂（非公表）

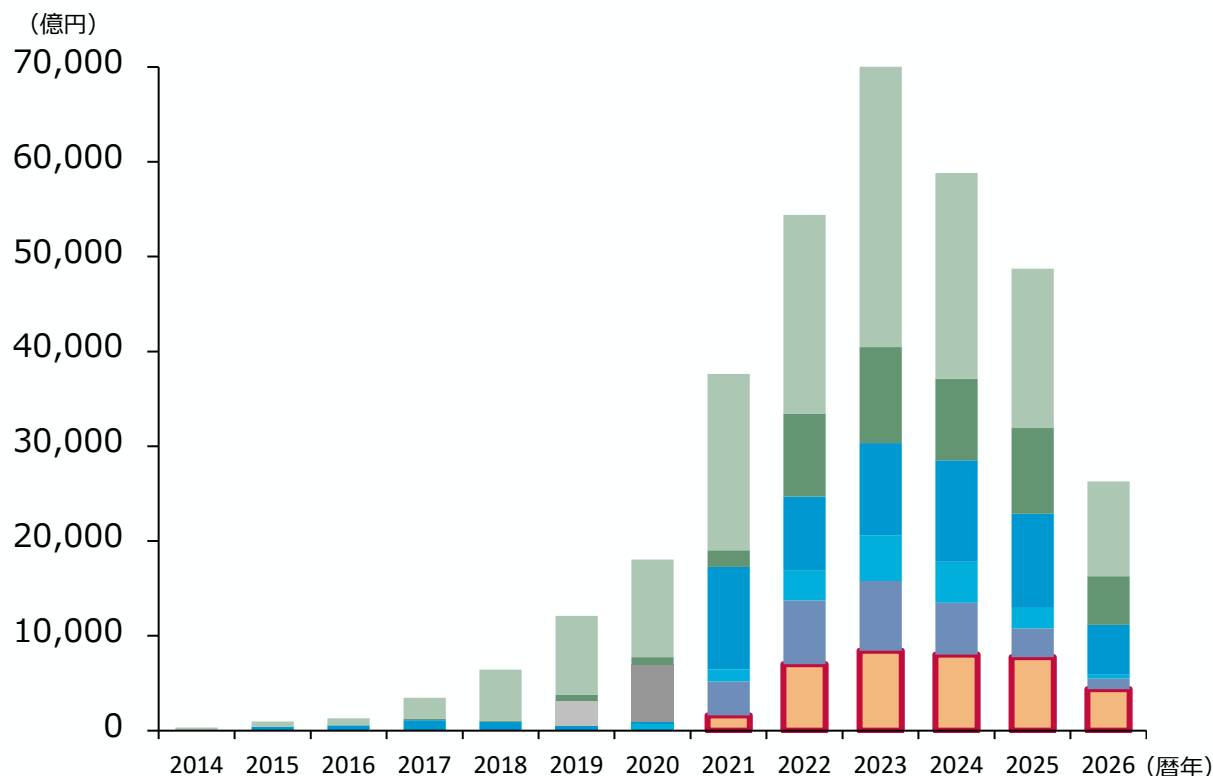
1. トランジション・ファイナンスを巡る国内外の動向

2. クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針改訂（非公表）

トランジション・ファイナンスを巡る国内の動向

トランジション・ファイナンスを含む国内の環境関連投資の推移

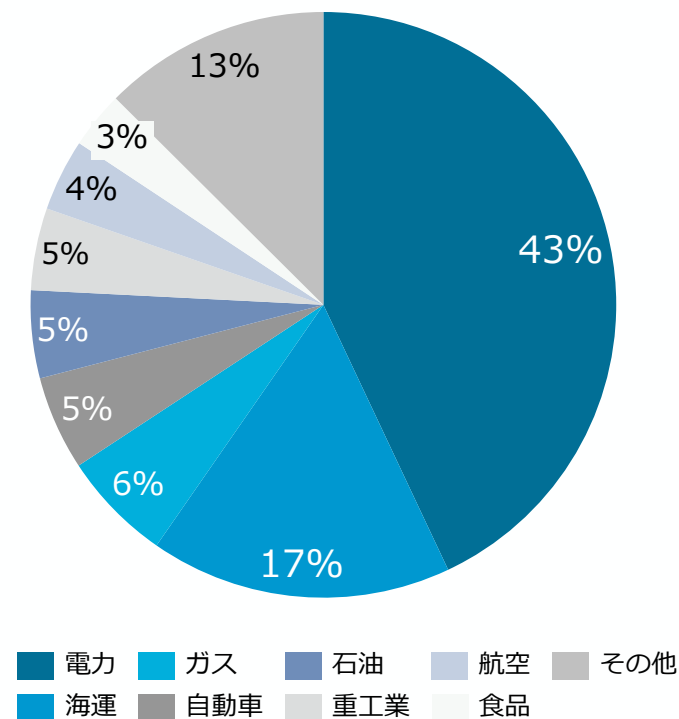
脱炭素等の環境関連投資による資金調達額の推移



- トランジションファイナンス
- サステナビリティ・リンク・ローン
- サステナビリティ・リンク・ボンド
- グリーンローン
- サステナビリティ・ボンド
- グリーンボンド

トランジション・ファイナンス
国内累計調達額 (2021.1~2026.7)

約**37,200**億円



注1：環境省グリーンファイナンスポータル（2026年6月30日時点）、各社リリース、その他公表情報に加え、経済産業省が把握している情報に基づき作成（2026年7月31日時点）
 注2：トランジション・ファイナンスの数値はクライメート・トランジション利付国債（CT国債）を除く、またヒアリング等により把握している金額非公表のローン調達額を含む
 注3：その他業界には、金融、鉄鋼、金属、化学、セメント、また金額非公表のローン調達額の一部を含む

令和 8 年度 CT国債 発行予定

- CT国債は令和 6 年2月に、世界初の国によるトランジション・ボンドとして約1.6兆円を発行。その後、令和 7 年度までに約4.2兆円を発行。
- 令和 8 年度は5月に発行を実施しており、8月・11月・2月に入札を実施予定。昨年度の入札結果や予算充当状況、市場関係者の反応等に鑑み、年度で約1.0兆円の発行を予定。

令和 8 年度の入札スケジュール

入札日	R8/5/25 (済)	R8/8/24	R8/11月	R9/2月
年限	5年	10年	5年	10年
金額	2,500億円程度	2,500億円程度	2,500億円程度	2,500億円程度

<参考> 令和 7 年度以降 入札結果概要

入札日	R7/7/15	R7/10/21	R8/1/26	R8/3/13	R8/5/25
年限	5年	10年	5年	10年	5年
表面利率	1.0%	1.6%	1.6%	2.1%	1.9%
応募額	1兆1,936億円	1兆675億円	1兆454億円	1兆260億円	1兆1,556億円
募入決定額	2,998億円	2,998億円	2,999億円	2,999億円	2,500億円
応募者利回り (募入最高利回り)	1.098%	1.680%	1.684%	2.195%	1.941%

(注) ダッチ方式での入札：応募利回りが低い順に落札者が割り当てられ、予定額に達した最高落札利回りで落札者全員が購入。最高落札利回りを小数点下二桁切捨てたものが表面利率となる

国内事業者によるトランジション・ファイナンスの活用動向

- 2025年10月に国際ローン市場協会（LMA）等が公表したトランジション・ローン・ガイド（GTL）（※）並びに同年11月に国際資本市場協会（ICMA）が公表したクライメート・トランジション・ボンド・ガイドライン（CTBG）を踏まえ、これらの指針等に対応する形で、**既存フレームワークの改訂や新たなフレームワーク策定の動きが生じている。**

★ 直近改訂されたフレームワークが、温暖化対策促進事業費補助金（トランジション・ファイナンス推進事業）で採択されたもの

企業	評価機関	策定／改訂時期	備考（適合・参照する原則等）
★ JFE HD	JCR	2025／11	✓ グリーン／トランジションファイナンス・フレームワークを改訂（CTBG、GTL等）
★ 川崎重工業	JCR	2026／03	✓ マスターフレームワークを改訂（CTBG、GTL等）
★ マツダ	JCR	2026／03	✓ サステナブル・ファイナンス・フレームワークを改訂（CTBG、GTL等）
★ 四国電力	R&I	2026／03	✓ よんでんサステナブル・ファイナンスフレームワークを改訂（CTBG、TLP等）
JICN	DNV	2026／03	✓ トランジション・ファイナンス・フレームワークを策定（CTFH、GLP等）
九州電力	DNV	2026／03	✓ 九電グループ サステナブル・ファイナンスフレームワークを改訂（CTBG、GTL等）
JERA	DNV	2026／04	✓ サステナブル・ファイナンスフレームワークを改訂（CTBG、GTL等）
中国電力	JCR	2026／04	✓ サステナブル・ファイナンスフレームワークを改訂（CTBG、TLP等）
明治安田生命	R&I	2026／03	✓ 明治安田サステナブルファイナンスフレームワークを改訂（TLP等） ✓ 新たにトランジション・ローンを組み入れ、TLP適合のSPOを取得。 ✓ 借入人に移行計画がない場合における、GTLに記載の代替指標の利用が盛り込まれている。
太陽生命、大同生命	R&I	2026／05	✓ サステナビリティ・ローン・フレームワークを改訂（TLP等） ✓ 新たにトランジション・ローン、トランジション・リンク・ローンを組み入れ、TLP適合のSPOを取得。 ✓ 借入人に移行計画がない場合における、GTLに記載の代替指標の利用が盛り込まれている。

（※）GTL3章（3.2.1）で、Transition Loan PrinciplesのExposure Draft（TLP）として、資金使途特定型・ラベル付きトランジションローンに求められる要件がドラフト版として示されており、一部の改訂フレームワークのSPOで言及されている。

（出典先）各社公表情報より作成

JICN トランジション・ファイナンス・フレームワーク

- JICN（株式会社脱炭素化支援機構）は2026年3月、JICN トランジション・ファイナンス・フレームワークを策定。CTFH（ICMA、2025）、基本指針（金融庁・経産省・環境省、2025）、GLP（LMA、2025）、グリーンローンガイドライン（環境省、2024）を参照。DNVからSPOを取得している。
 - イネーブラー（※）として、資金調達者自身のトランジション・ファイナンス・フレームワーク有無に基づき、以下のアプローチを取る。**
 - ① **資金調達者のFWなし：JICNのトランジション戦略に基づく投融資**
 - ② **資金調達者のFWあり：投融資先企業のトランジション戦略に基づく投融資**
 - ①②いずれの場合においても、今回のトランジション・ファイナンス・フレームワークの対象は資金使途特定型のみであり、本フレームワークに適合しない案件（資金使途不特定型のトランジション案件含む）の場合はJICNの通常の審査判断プロセスに則り投融資判断をずるとしている。
 - また①について、特にトランジション分野における適格クライテリアを示しており、各種分野別技術ロードマップを参照している。
- （※）イネーブラーとは、「プロジェクトに対して投融資を行う金融機関」や「自社のサービス等を通じて他社のトランジション戦略の実現を可能とする主体」を指す。

JICNの適格クライテリア

カテゴリ	適格クライテリア	プロジェクト候補リスト
発電設備	経済産業省電力分野の脱炭素化に向けたトランジション・ロードマップに整合するプロジェクト	- 石炭火力へのアンモニア混焼に向けた設備導入 - ガス火力への水素混焼に向けた設備導入 - 石炭火力へのバイオマス混焼に向けた設備導入 - 高効率LNG火力発電所の新規建設・リプレース - CCUSの活用に向けた設備導入
熱源・工業炉	経済産業省トランジション・ファイナンスに関する分野別ロードマップに整合するプロジェクト	- 燃料転換（LNG・アンモニア水素・バイオマス・廃棄物等）に向けた設備導入 - 排熱エネルギーの回収技術に向けた設備導入 - CCUSの活用に向けた設備導入
船舶	国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ（国交省）及び、「内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会」とりまとめ概要（国交省）に整合するプロジェクト	- LNG・LPG燃料船 - アンモニア、水素、バイオ燃料船 - LNG等燃料供給（バンカリング）船 - 船上CCSにかかる設備導入

※共通要件：事業実施者等が、将来的な脱炭素燃料の使用やCCS利用等による脱炭素化への道筋を示した「脱炭素化ロードマップ」を策定していること。

出典先）JICN（2026年3月）「JICN トランジション・ファイナンス・フレームワーク（2026年3月）」より作成
<https://www.jicn.co.jp/wp-content/uploads/2026/03/JICN-FW.pdf>

プロジェクトの評価及び選定プロセス （資金調達者のFWがない場合）

【ステップ1】

JICN内で、以下を実施。

- ①事業目的と政策意義との整合性確認
- ②事業性評価等

【ステップ2】

- JICNのトランジション戦略との整合性、基本指針・グリーンローンガイドラインとの適合性確認。
- 環境影響評価法の対象事業となる場合は、環境影響評価準備書に係る環境大臣意見の各要素に整合していることを確認。
- 事業者と協議の上、独立した外部評価機関より、当該プロジェクトのトランジション・ファイナンス適合性評価を取得。

【ステップ3】

- 環境大臣及び事業所管大臣からの意見を聴取。

【ステップ4】

- 脱炭素化委員会にて、最終的に支援決定を行う。

包括フレームワークでの支援実績

- ・ トランジションを“面”で推進する動きとして、地方自治体やカーボンニュートラルポート（CNP）、サプライチェーンでの取組が進んでいるところ。
- ・ 地方自治体等の地域の担い手为中心となり策定された、包括フレームワークを活用した実案件の支援実績も出てきている。

包括フレームワークの動向

地域やサプライチェーンでの取組

- ・ トランジションを“面”で推進する動きとして、自治体、CNP、サプライチェーン等での取組も進んでいる。
- ・ 例えば神戸市は2025年9月、「神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク」を策定。市内に本店を有する金融機関のグリーン／トランジション・ローン等に活用可能としている。

【事業者の主な活用メリット】※以下のメリットは一例であり、各取組のすべてに共通するものではない

1. フレームワーク策定の手間やSPO取得に係る費用の削減
2. 国際原則に準拠したサステナブルファイナンス活用を、HP等で対外的にPR可能

自治体

- ・ Team Sapporo-Hokkaido グリーンファイナンス・フレームワーク（2025/10）
- ・ 神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク（2025/9）
- ・ 京都ゼロカーボン・フレームワーク（2023/11）

カーボンニュートラルポート（CNP）

- ・ 横浜港CNPサステナブルファイナンス・フレームワーク（2025/3）
- ・ 川崎港CNPグリーン／トランジション・ファイナンス・フレームワーク（2025/3）

サプライチェーン

- ・ 川崎重工業 マスターフレームワーク（2023/11）
- ・ 長瀬産業 サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（2023/3）

「神戸サステナブルファイナンス・フレームワークの概要」

フレームワークの主体等	・ 神戸市がフレームワークを策定 ・ 対象はグリーンローン／トランジション・ローン（リース含む） ・ GLP、グリーンローンガイドライン、CTFH（2023）、基本指針（2025）に整合。DNVがSPOを提供
資金調達者	・ 脱炭素先行地域内企業 ・ 神戸市内企業 ・ 神戸港 臨港・港湾区域内企業
資金供給者	・ 市内に本店または支店を有する金融機関（※参加表明書を提出し、承認された金融機関）
資金使途	・ 以下のいずれかに合致するプロジェクトへの新規支出／リファイナンス ✓ 脱炭素先行地域計画提案書 ✓ 神戸市地球温暖化防止実行計画 ✓ 神戸港湾脱炭素化推進計画

出典先）神戸市「神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク」より作成

出典先）第13回トランジション・ファイナンス環境整備検討会資料

包括フレームワークの支援実績（一部抜粋）

フレームワーク	支援実績
神戸サステナブル・ファイナンスフレームワーク（2025.9）	・ 借入人：トーカロ株式会社 ・ 方式等：グリーンローン（1億円） ・ 資金使途：ソーラーカーポート、屋根置き太陽光パネル ・ 実行日：非公表（リリースは2025年11月28日） ・ 借入人：阪神国際港湾株式会社 ・ 方式等：グリーンローン（2.44億円） ・ 資金使途：ガントリークレーン3基 ・ 実行日：2026年3月31日
横浜港CNPサステナブルファイナンス・フレームワーク（2025.3）	・ 借入人：上野グループホールディングス ・ 方式等：グリーンローン（金額非公表） ・ 資金使途：空調設備の高効率機器への更新 ・ 契約締結日：2026年1月29日 ・ 借入人：みなとみらい二十一熱供給株式会社 ・ 方式等：グリーンローン（84億円） ・ 資金使途：高効率空調・熱源等関連設備 ・ 契約締結日：2026年3月18日
川崎港CNPグリーン／トランジション・ファイナンスフレームワーク（2025.3）	・ 借入人：株式会社レゾナック・ホールディングス ・ 方式等：トランジション・ローン（金額非公表） ・ 資金使途：使用済みプラスチックのリサイクル拡大によるアンモニアの低炭素化 ・ 実行日：非公表（リリースは2026年3月23日）

出典先）各社プレスリリース等より作成

GX推進機構によるトランジション・ファイナンス支援

- **G X 推進機構**は、G X 推進法に基づき、産金学官が連携して設立。①**債務保証・出資等の金融支援業務**、②**カーボンプライシング業務**、③**GXに関する調査・研究や異業種連携等のハブ機能**等を担う。
- 2024年7月に金融支援業務を開始して以降、案件の組成や具体化に向けた支援活動を実施し、これまでに、**次世代リチウムイオン電池の開発・製造を行うスタートアップへの出資、グリーン鉄、水素、脱炭素電源投資への債務保証支援を決定した。**

【GX機構による債務保証案件（2026年3月発表）】

グリーン鉄 (JFEホールディングス)

- ✓ 西日本製鉄所（倉敷地区）での**革新電気炉（高効率・大型電気炉）**の導入支援。
- ✓ GI基金により支援している技術開発の成果も活用し、**世界最大規模の電気炉（200万トン／年）**を導入予定。
- ✓ 高品質・高機能鋼材の大量供給体制を他社に先駆けて実現し、**グリーン鋼材市場でのトップシェア**を狙う。



水素 (レゾナック・ホールディングス)

- ✓ 廃プラスチック由来等の水素を原料とした**アンモニア製造事業**を支援。サーキュラーエコノミーにも資する取組であり、2025年9月には、水素社会推進法に基づく**「価格差に着目した支援」の対象事業**にも認定された先行案件。
- ✓ 川崎市の**「川崎港CNPフレームワーク」**活用の第1号でもあり、川崎臨海部の脱炭素化に貢献していく。



脱炭素電源 (中国電力・北海道電力)

- ✓ 中国電力・北海道電力による**原子力発電及び水力発電**といった**脱炭素電源投資への支援**。
- ✓ 域内のCO2排出量の削減に資するとともに、コンビナートの脱炭素化やデータセンター、半導体工場など各地で進む**GX・DX関連の電力需要に対応**。
- ✓ 地域全体の脱炭素化への貢献を目指す。



GX フューチャー・コンソーシアムの設立（1 / 2）

- TCFDコンソーシアムを改組し、GXリーグの機能の一部を統合して、GX推進機構を事務局とする「GX フューチャー・コンソーシアム」が2026年4月に設立された。
- GX推進機構が担ってきたGX フューチャー・アカデミーの情報や機能も集約し、**社会全体のGXの実装を力強く牽引し、脱炭素と経済成長の好循環の実現に貢献していく。**

2020年

2023年

2024年

2025年

2026年

2050年

➤ 2019年5月～：

➤ 2023年4月～：

➤ 2024年7月～：

➤ 2026年4月～：

「TCFDコンソーシアム」

「GXリーグ」

「GX推進機構」

「GX フューチャー・コンソーシアム」

TCFD 提言へ賛同する企業や金融機関等が一体となって取り組みを進め、議論する場として設立

自主的排出量取引やCNに向けた取組を官・民ともに推進するために活動を開始

今後10年間で150兆円超のGX投資実現するための各種政策運営を目的に発足

社会全体のGXの実装を力強く牽引し、脱炭素と経済成長の好循環の実現に貢献するために発足



GX フューチャー・コンソーシアムの設立（2 / 2）

- GX フューチャー・コンソーシアムでは、GXに関する情報発信やセミナーを実施するGX フューチャー・アカデミー、官民でGXの需要創出・資金供給等に係るルール形成を行うGX フューチャー・リーグを設けている。
- 発足初年度のGXフューチャー・コンソーシアム会員数は1,478社、GXフューチャー・リーグ会員数は2,689社（2026年6月30日時点）。



GX フューチャー・コンソーシアム 運営会議 (関係省庁、関連団体で構成)

事務局（GX推進機構）



GX フューチャー・アカデミー

(全コンソーシアム会員が参加可能)

- ・ GX関連の重要政策等の調査・研究・発信
- ・ セミナーや交流促進イベント等の実施
- ・ GXに係る人材育成



GX フューチャー・リーグ

(コンソーシアム会員のうちリーグ会員のみ参加)

- ・ 会員によるサプライチェーンでの排出削減とGX需要創出に向けた取組のコミット・実施
- ・ **GX需要創出や資金供給等に係るワーキング・グループの実施（主なWGを下記①～③に記載）**

①

開示・金融
WG

②

GX率先実行宣言
WG

③

GX需要創出
WG

(※) GXフューチャー・リーグでは、入会時に組織境界内の企業を明記する必要があり、会員数は入会様式に記載された企業数を計上しているため、結果としてリーグ会員数がコンソーシアムの会員数を上回っている。

川崎重工業による水素を資金使途とした トランジションCBを含む資本金調達

- 川崎重工業株式会社は2026年7月、海外市場において新株式及びユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、CB）を同時に発行した。
- 2033年満期CBは、世界初の「トランジションCB※」として発行。液化水素サプライチェーン構築の商用化実証事業といった、日本国の競争力強化にも資するGX戦略を加速させる長期資金を確保した。
※ICMA CTBGに適合したトランジション・ラベル付きの転換社債型新株予約権付社債

案件概要			
発行形態	海外募集による 新株式発行	ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
発行条件決定日	2026年 7月14日（火）		
年限	-	5 年	7 年（トランジションCB）
各調達額	約924億円	505億円	505億円
資金充当先	自社工場へのロボティクス、 フィジカルAIを活用した先 進的生産技術等の導入を含 む生産基盤強化のための設 備投資	液化水素サプライチェーン構 築に向けた商用化実証事業、 カーボンニュートラル関連投 資、フィジカルAI開発に向け た研究開発等	液化水素サプライチェーン構 築に向けた商用化実証事業
Joint Global Coordinators	野村インターナショナル、みずほインターナショナル		

ESGファイナンス・アワード・ジャパン（環境省）

- ・環境省ではESG金融又は環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、仲介業者、企業等について、その先進的取組等を表彰し、広く社会で共有し、ESG金融の普及・拡大につなげることを目的として、令和元年度より環境大臣が表彰するESGファイナンス・アワード・ジャパンを実施。
- ・本アワードにおける表彰事例には、トランジション・ファイナンスに関する以下のような取組も含まれている。

企業名	回（年度）／部門	選定理由
大阪ガス	第6回（R6）金賞 資金調達者部門	・省エネ推進やe-メタン導入等による2030年時点の野心的な排出削減目標を掲げ、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進 ・トランジションを経営の重点課題と捉え、熱の脱炭素化に向けた現実的なパスウェイによるトランジション戦略を提示、これを実現するためのファイナンススキームを実現
ロベコ・ジャパン	第6回（R6）銀賞 投資家部門 （AM部門）	・投資家として世界最先端のサステナブルファイナンスに取り組み、データに基づく説得力のあるトランジションの考え方を展開 ・日本でのサステナブルファイナンスへの一層の貢献や、グローバル気候トランジション株式戦略による公正な移行に向けたインパクトの実現も期待
日本生命	第6回（R6）銅賞 投資家部門 （AO部門）	・「日本生命トランジション・ファイナンス実践要領」を制定し、国際的な対話において日本の考え方を広めると同時に、投融資評価の具体的基準を全て公開するなど、システムレベル・リスクでの能動的なアプローチに注力 ・社会課題を統合的に捉えてインパクトを重視した投資戦略を実践
DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン	第6回（R6） カーボンニュートラル賞	・長年にわたりトランジション・ファイナンスに深くコミットしており、確固たる哲学の下で業務を実施。特に、グリーンイネープリングプロジェクトや原子力の扱いなどで独特の役割を果たしている ・トランジション・ファイナンスの実現に寄与してきた実績、国際的な視座から日本のサステナブルファイナンス市場の発展に大きく貢献していること、またこれらを支える専門性を持つ体制等を評価
三菱UFJ銀行	第5回（R5）金賞 間接金融部門	・トランジション・ファイナンスの推進にコミットし、国内外で非常に高いレベルの取組を展開 ・MUFGトランジション白書の発行や国際イニシアティブへの参画を通じ、グローバルな観点の情報共有を行うことで、日本及びアジアにおいて、環境に根差した資金調達の枠組みを構築することに注力

トランジション・ファイナンスを巡る国外の動向

ICMA CTBG FAQ

- **2026年6月、ICMAはCTBGのFAQを公表。**クライメート・トランジション（CT）プロジェクトの定義やCTBGの適合性を判断するうえで求められるCTFHへのベストエフォート適合の考え方等について説明されている。
- CTプロジェクトとグリーンプロジェクトの扱いについては、**線引きが本質的に難しく、国・地域や発行体の状況を考慮しつつ、最終的には発行体の評価と方法論に基づく**旨が再度示されている。

CTBG FAQ（一部抜粋・要約、事務局仮訳）

Question		Answer
Q1	CTプロジェクトとグリーンプロジェクトは、どのように区別するか？	CTプロジェクトとグリーンプロジェクトの線引きは本質的に難しく、 <u>国・地域や発行体の状況によって理解が異なり得ることを認識しており、分類がグリーンかトランジションかは、最終的には発行体の評価と方法論に基づき決定される。</u>
Q2	CTFHとの「ベストエフォート」での適合性は、どのように理解されるべきか？	<u>Comply or Explainアプローチとして理解されるべき。</u> 完全に満たすことが難しい要素・内容等については、その理由と、可能になった時点で開示をどのように強化するか計画を示すことが求められる。
Q5	CTBの発行体は、Hard-to-abateセクターである必要があるか？	<u>その必要はなく、どの部門の発行者でも、債券がCTBGの中核要素とセーフガードを満たしていればCTBを発行できる。</u>
Q10	CTBGを通じて資金調達できるローンの種類は何か？	ローンを資金使途とするCTBでは、基礎となるローンが発行体のCTBフレームワークに定義された適格基準を満たし、CTBGと適合している必要がある。

EU | SFDR改定動向（1 / 2）

- 2025年11月、欧州委員会はサステナブルファイナンス開示規則（SFDR）の改定案をEU理事会・欧州議会に提出。
- 金融市場参加者（FMPs）に求める開示項目の削除・簡素化に加え、金融商品の分類として Sustainable、Transition、ESG-Basicsの3カテゴリを設けること等が提案されている。

SFDR改定案の概要

項目	現行（改定前）	改定案
企業レベルの開示	- 金融市場参加者（FMPs）に対し、ウェブサイト上で、PAI^{※1}の考慮を、指定されたテンプレートで公表する必要。 - 従業員500人以上のFMPsが対象。	削除 （オムニバス・パッケージによるCSRD開示の変更と整合）
金融商品レベルの開示	9条（いわゆるダークグリーン）、8条（いわゆるライトグリーン）、6条（その他）の3分類。 - 自らのサステナビリティリスクを踏まえた投融資方針の他、各カテゴリに応じた開示が存在	投資家向けの開示事項が簡素化。 また、カテゴリの変更に伴い、それと一貫性のある形に変更。
カテゴリ		Sustainable、Transition、ESG Basics、の3カテゴリ ^{※2} に分類。

※1：PAI（Principal Adverse Impacts）

※2：カテゴリ自体は任意だが、各カテゴリの要件を満たさない場合、その効果を標榜してはならないとされる。

出典先）欧州委員会ウェブページ「Questions and answers on the Sustainable Finance Disclosure Regulation」（2025年11月）及び欧州委員会「Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 2019/2088 on sustainability-related disclosures in the financial services sector (SFDR), Regulation (EU) No 1286/2014 on key information documents for packaged retail and insurance-based investment products (PRIIPs) and repealing Commission Delegated Regulation (EU) 2022/1288」（2025年11月）より作成

各カテゴリの概要

各カテゴリで除外（エクスクルージョン）規定と適格投資対象が定められており、前者に該当しないこと、後者にポートフォリオの70%以上を投資する必要があるとされる。

※ただし、EUベンチマーク規則やEUタクソノミー整合投資に関する例外規則が存在。

カテゴリ	除外規定	適格投資対象
Sustainable	○EU-PABのエクスクルージョン規定に該当する企業 ○新規化石燃料開発企業等	a. EU-PAB連動投資 b. EUタクソノミー整合投資 c. EU-GBSに従って発行された金融商品への投資 d. EUが補助するプログラム等への投資 e. a~cと同等の資産への投資 f. EuSEFへの投資 g. 環境・社会目的に貢献するその他の投資
Transition	○EU-PABのエクスクルージョン規定の一部に該当する企業 ○新規化石燃料開発企業等	a. EU-PABまたはEU-CTB連動投資 b. EUタクソノミー整合投資 c. 信頼できる移行計画を持つ投資 d. 信頼できる科学的根拠に基づく目標を持つ投資 e. 信頼できるエンゲージメント戦略を伴う投資 f. Sustainable適格投資とa~eを組み合わせた投資 g. ポートフォリオレベルでの移行目標を持つ投資 h. 環境・社会の移行に貢献するその他の投資
ESG-Basics	（記載省略）	

EU | SFDR改定動向（2 / 2）

- SFDRの改定案について、EU理事会や欧州議会において議論が進んでいる他、各種団体（ICMA、IIGCC等）も意見を公表している。
- 中身としては、PAI等の開示事項に加え、特にTransitionカテゴリでは、石炭関連の収益を持つ企業の除外要件の扱い等が論点となっている。

SFDR改定に関する論点や議論状況

論点	概要	意見・議論状況等
除外規定	Transitionカテゴリ等の除外規定に、石炭関連収益1%以上の収益を持つ企業が含まれている	• ICMAは移行を支援する目的に沿わないとして反対。IIGCC、PRI等の団体も当該項目の削除を提案。 • EU理事会は、当該規定を削除しつつ、化石燃料関連企業の項目と合わせ、化石燃料から収益を得ている企業について、タクソノミー整合のCapexを一定割合示すこと等の追加要件を追加する案を提示。
国際的な基準の扱い	現状の適格投資では、EUタクソノミーやEU-PAB、EU-GBS等、EUが定めた各種基準に整合するものは含まれるが、ICMA適合の債券やその他の法域の基準等は、少なくとも明示的には認められていない	• ICMAから、ICMA適合の債券等を適格投資として認めること、また国際的・他国のタクソノミーや経路等の参照を求める意見。 • EU理事会の現状案では、Sustainableカテゴリにおいて、確立された市場主導のイニシアティブによる債券の基準を適格投資に含む趣旨の記載が追記されている。
一般目的公債の扱い	現状では資金用途特定型でない通常の国債は適格投資対象に組み入れることができないとされている	• IIGCC、ICMA等の団体は適格投資対象として含めることを可能にするよう提案。 • EU理事会からは、最大15%まで適格投資対象に組み入れることを認める案が提示されている。
アセットレベルの移行	現在の基準はPF単位・企業・事業単位だが、アセットレベルでの要件を求める声も存在	• IIGCCやEUROSIFはアセットレベルの要件を要請。 • EU理事会の現状案では、一部項目の任意要件としてアセットレベルでの説明を追加。

カナダ | タクソノミー

- 2026年7月、カナダはCanadian Taxonomy and Transition Planning Council (CTTPC) が自国初となるタクソノミーとして、「カナダ・サステナファイナンス・タクソノミー：メソドロジー・レポート（ドラフト）」を公表。
- 経済活動の分類として、「グリーン」「トランジション」に加え、排出集約型活動における、短中期で大幅な削減を実現する限定的な投資を対象に「アベートメント措置」というカテゴリが提案されている。
- 今後、タクソノミー開発の第1フェーズ（2026年～2027年）では「グリーン」「トランジション」の開発が先行、「アベートメント措置」に関するガードレール策定に向けた研究や関係者協議は2027年以降に開始される予定。

経済活動の分類（原則／概要）

グリーン (green)

- 温室効果ガス排出がゼロまたはほぼゼロのソリューション、及びソリューションの生産を直接支える活動
(例：再生可能エネルギーや蓄電技術)

トランジション (transition)

- 現在は排出集約的だが、大幅削減が可能であり、パリ整合シナリオでも需要が維持または拡大する活動。以下2つの分類がある
(例：鉄鋼、セメント、化学における脱炭素投資)
 1. whole-of-activity：基準を満たす活動全体
 2. Transition measures：活動全体は基準未達でも、大幅に排出を削減させる特定の技術・工程・材料・サービス等
(例：電化、CCS、燃料転換)

アベートメント 措置 (abatement measures)

- 将来的には需要減少が見込まれる排出集約型活動に対し、短中期的に大幅削減を実現する限定的投資
(例：石油・ガス上流開発、精製、流通)
- カーボン・ロックインや座礁資産リスクを避けるため、厳格なガードレールが設けられる

アベートメント措置

- 「アベートメント措置」が設けられた背景
 - ✓ パリ協定整合経路において需要減少が見込まれる活動であっても、大量の排出を伴う場合があり、石油・ガスの生産及び精製活動はカナダの排出量の1/3を占める
 - ✓ 上記の活動からの排出を短期的に大幅削減する活動は、カナダの気候目標達成と整合し得る
- 厳格なガードレール策定
 - ✓ 短中期の排出に焦点を当てた投資が、カーボン・ロックインにつながらないことを保証するため、厳格かつ科学的根拠に基づくガードレールが必要
 - ✓ 2027年以降からガードレール策定に向けた研究や関係者協議が開始される
(2026年は「グリーン」及び「トランジション」が先行的に整備される)
 - ✓ 今後検討されるガードレールとしては、既存資産の投資のみを認める、既存資産の寿命延長を伴わないものに限定する、Scope1及び2の大幅削減を求める、信頼できるシナリオと整合する一定期間内での資産廃止を求めること、等が含まれる

韓国 | トランジション・ファイナンス動向

- **韓国**は2035年NDCとして、2018年比53～61%のGHG排出削減目標を設定。
これを実現するため、①**気候金融の量的拡大**、②**気候金融の外縁拡大**、の2つを含む施策を掲げている。
①**量的拡大**：政策金融機関を通じ、2026年から2035年にかけて790兆ウォン（約70兆円）を導入する。
環境改善設備に対する長期低金利支援、中小・中堅向けグリーン転換保証、気候テック革新ファンドの創設推進など。
②**外縁拡大**：高炭素業種の低炭素転換を支援する手段として、トランジション・ファイナンスを導入する。
- 特に②では、**トランジション・ファイナンスについて、EUの概念体系をベースにしたタクソノミーアプローチと、日本と同様のロードマップアプローチの2つを包含した概念として定義**している。

気候金融の外縁拡大について

背景

- 2024年から、気候金融タスクフォースなどを通じ、トランジション・ファイナンスの海外事例や国内導入方式などを検討。**国内産業の柔軟なグリーン転換・競争力維持を支援するため、トランジション・ファイナンスを導入する必要がある旨のコンセンサス**を得る。
- **グリーンウォッシングの懸念解消及び産業界資金需要の反映のため**、関係省庁と「トランジション・ファイナンスガイドライン」を2026年2月に策定。

トラファイの捉え方

- トランジション・ファイナンスは、**グリーンファイナンスとは異なり**、高炭素製造業の設備効率化・燃料転換など炭素削減活動に対する支援を含む、とされる（グリーンファイナンスとは区別して捉えている）。
- また、「トランジション・ファイナンスを導入した**EU、日本、シンガポール**などは分類体系の導入可否及び産業構造など、**各国の経済・産業条件に合った異なる基準と方式でトランジション・ファイナンスを運営**している」と捉えている。

韓国型 トランジション・ ファイナンス

- 「EUや日本の体系を戦略的に統合」しつつ「**韓国の現状に最適化された定義を導入する**」としており、**以下を包含した概念として、トランジション・ファイナンスを定義**している。
 - ✓ **EUの概念体系をベンチマークにした、K-Taxonomy基盤**
 - ✓ **日本と同様の業種別炭素削減履行ロードマップ基盤**

韓国東西発電・韓国中部発電 米ドル建てクライメート・トランジション・ボンド

- 韓国東西発電が、2026年7月6日に初のUSD建てクライメート・トランジション・ボンドを発行。石炭火力からLNG火力（CCGT）への設備転換（リプレイス）等を資金使途としている。
- 韓国東西発電は韓国のNDCや第11次電力需給基本計画等と整合したトランジション戦略を策定。フレームワーク「Green and Climate Transition Finance Framework」（2026年6月策定）は、ICMAのCTBGやCTFH等の諸原則及びK-タクソノミーの技術的スクリーニング基準（TSC）との整合性について、DNV韓国からSPOを取得している。
- また2026年7月22日には、韓国中部発電も同様の資金使途でクライメート・トランジション・ボンドの発行を実施。

発行体（韓国東西発電）情報と案件概要

項目	概要
資金調達者	・ 韓国東西発電（Korea East-West Power／証券コード：KOEWPW） ※韓国電力公社（KEPCO）100%子会社
形式	・ 米ドル建てクライメート・トランジション・ボンド（CTB）
年限・想定格付	・ 5.5年／Moody's Aa2、Fitch AA-
金額等	・ 発行金額について、当社からの公表情報はなし
価格	・ 最終価格について、当社からの公表情報はなし
資金使途	・ 石炭火力を代替するLNG／混焼ガスCCGT（コンバインドサイクル・ガスタービン）発電案件6件 等 ※一部案件は実現可能性調査（FS）段階
フレームワーク	・ 「Green and Climate Transition Finance Framework」（2026年6月）を策定 ・ 同フレームワークはICMA GBP／LMA GLP／ICMA CTBG／ICMA CTFH（いずれも2025年版）及びKタクソノミーのTSC（本件資金使途はトランジション領域）に適合。DNV韓国がSPOを付与
その他企業情報	・ 電源構成：石炭62.6％／LNG火力34.5％／再生可能エネルギー2.9％（2025年時点）→石炭火力への依存度が高い

CTBGとの適合を示す韓国東西発電FWとDNV SPOの主な記載

第三者評価（DNV SPO）での記載

- ・ DNVは、当該FWについてICMA CTFH及びCTBGのセーフガードとの適合性を確認
- ・ DNVは、適格プロジェクトがK-TaxonomyのTSCに整合すると評価
- ・ DNVは、水素混焼（2035年頃50%、2050年頃100%）及びCCUS活用方針等をカーボン・ロックインリスク対応として記載

【参考】関連するEWPフレームワークでの記載

- ・ 2050年カーボンニュートラル目標及び韓国政府の2035年NDC（2018年比53～61%削減）との整合を掲げる
- ・ 適格トランジション事業について、K-タクソノミーのTSCへの適合を想定
- ・ （発電：340gCO₂e/kWh以下、設計寿命平均250gCO₂e/kWh以下）
- ・ 韓国第11次電力需給基本計画等を踏まえた移行計画を開示
- ・ カーボン・ロックインリスクへの対応として、水素混焼・CCUSを考慮した設備設計、効率確保、廃止時期と脱炭素計画との整合等を掲げる

トランジション・エクイティ原則（WFE）

- 世界取引所連合（WFE）は2026年5月、トランジション・エクイティ原則のドラフトを公表した。
- 同原則は、各取引所が任意でトランジション・エクイティの分類枠組みを構築する際の国際的な指針であり、「トランジション・エクイティ」の5つのコア原則等を示している。発行体に求められる内容は、パリ協定整合の目標やガバナンス、移行計画の公表等、我が国の「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」で資金調達者に求める事項と共通する点が多い。
- 今後、本ドラフトに対する正式なコンサルテーションが実施される他、本原則の導入・適用に関する詳細を示すサポートガイダンスの策定も予定されている。

トランジション・エクイティの5つのコア原則

発行体が満たすべき原則

1

包括的な気候目標への整合に向けて取り組んでいることの実証

詳細（一部抜粋・要約、事務局仮訳）

- 取引所は、パリ協定の包括的な目的に根差した信頼できる目標を規定しなければならない
- 目標には「共通だが差異ある責任と各国の能力」の原則が適用される

2

企業レベルの「移行計画」の公表

- 取引所は、移行計画の基準やフレームワークに関して、単一又は複数の基準を指定することができる
- 取引所が指定する基準に関わらず、移行計画にはAnnex1「移行計画及び関連する開示の最低要件」にて定められた主要な要素（戦略的野心、実行戦略、指標と目標、ガバナンス）が含まれるべきである

3

最低限のセーフガードの遵守

- 取引所は、発行体の化石燃料事業売上の上限や、新規の化石燃料事業に投資できるCapExの上限を設定することが推奨される
- 発行体は「カーボンロックイン」を回避しなければならない。そのため、セクター内で最高水準のパフォーマンスを示していること、また、技術的・経済的に代替手段が存在しないことを実証すべきである

4

遵守状況について、少なくとも年1回の外部評価を受ける

- 発行体の年次評価は承認された評価者によって実施されなければならない。利益相反の管理やレビュープロセス全体の機密性や透明宣言のバランスといった問題については、サポートガイダンスで概説される

5

トランジション・エクイティ枠組の基準を満たしていることの適切な情報開示

- 発行体は移行計画に関連する内容を開示し、毎年計画に対する重要な更新を公表しなければならない
- 継続的な開示には、「重要なScope3排出量」が含まなければならない。また、移行計画で使用した基礎となるタクソノミー、ツール、手法または定義を開示することが求められる

アジアにおけるブレンデッド・インフラファンド

- シンガポールが提唱している「アジアの脱炭素化への移行融資パートナーシップ（FAST-P）」の一環として、産業変革プログラムのデットファンド組成（BlackRockがGP）が進められてきたところ、本年5月のEcosperity Weekにて、英国のBIIやJICAの参画、ADBの内部承認後の参画が発表された¹。本ファンドは、公的資金を呼び水として活用してリスク低減を図りつつ民間資本を呼び込む「ブレンデッド・ファイナンス」の仕組みとなっている（BlackRock、MAS、IFC、MUFG及びAIAによる協業は、2024年11月に発表済み²）。
- 産業の脱炭素化が投資対象であり、当面は省エネ、グリーンデータセンター、充電設備等が想定されるが、中長期的にはSAFやグリーンスチール等の支援も想定されている。

事業・出資概要

【ファンド】

EAIC（Emerging Asia Infrastructure Credit Fund SCSp）

1. 事業目的

東南アジア・南アジア地域において一足飛びの脱炭素化が容易ではない産業（hard-to-abate セクター）を中心としたインフラやインフラ関連企業へ融資を行うファンドへの出資を通じて、民間投資家と共に、同地域におけるエネルギー・トランジション及び GHG 排出削減を図り、もって同地域の低炭素型経済への移行に寄与するもの。

2. 対象地域

東南アジア、南アジア地域：
インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、インド、バングラデシュ、スリランカ

3. 投資対象（主な事業）

産業低炭素化、Hard-to-Abateセクター、新興脱炭素技術

これまで参画を発表したパートナー²

民間パートナー

三菱UFJ 銀行
Great Eastern
AIA
他の民間投資家

公的パートナー

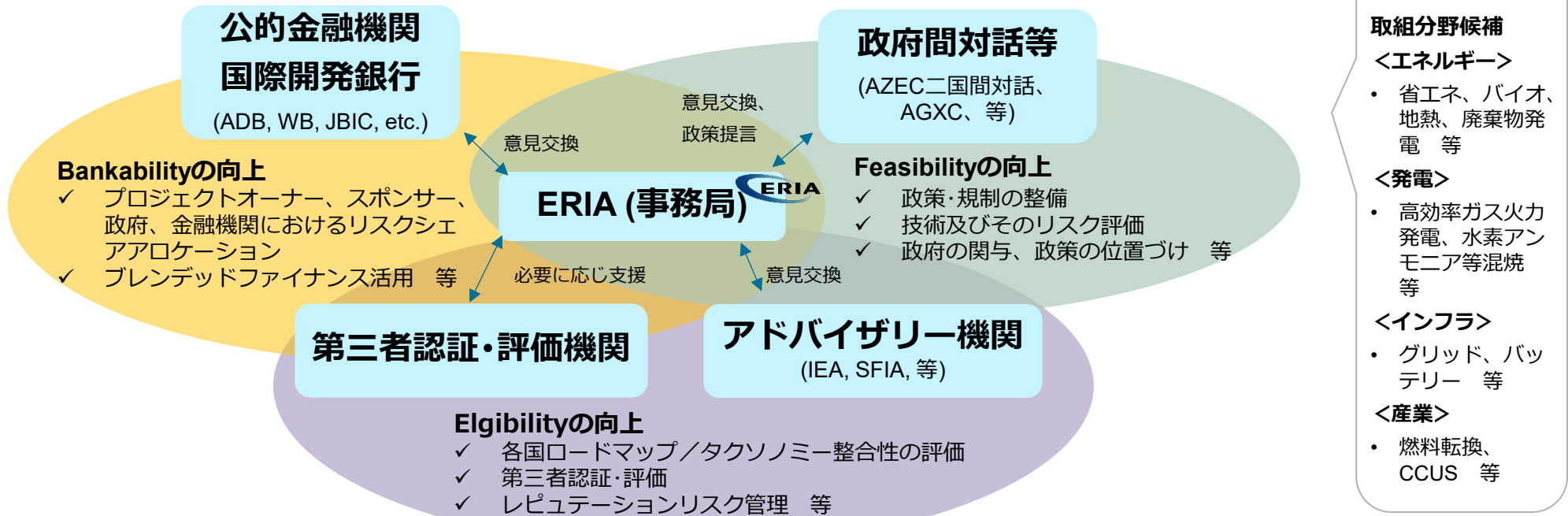
国際金融公社（IFC）
アジア開発銀行（ADB）
英国国際投資公社（BII）
Monetary Authority of Singapore（MAS）
JICA

（注）1. 2026年5月20日付MAS発表： "Financing Asia's Transition - From Risk to Readiness: Preparing for a Climate-Resilient Future" - Opening Address by Mr Chee Hong Tat, Minister for National Development, and Deputy Chairman of the Monetary Authority of Singapore, at the Financing Asia's Transition Conference on 20 May 2026; ; 2. 2024年11月12日付MAS発表： "Financing Asia's Transition - From Risk to Readiness: Preparing for a Climate-Resilient Future" - Opening Address by Mr Chee Hong Tat, Minister for National Development, and Deputy Chairman of the Monetary Authority of Singapore, at the Financing Asia's Transition Conference on 20 May 2026; ; ファンド参加者や金額、その他各種条件等は今後変更になる可能性がある

AZECトランジション推進カタリスト

- ICMA CTBGにおいて、**グリーンと同等の重要性**としてトランジションラベルを整理し、**石炭からガスへの転換や、CCUS、低炭素燃料**が例示される等、トランジション・ファイナンスの共通理解の醸成が進んでいる。
- 今後の具体的な案件組成に向けては、特定分野／特定国にフォーカスしながら、**市場形成のボトルネックを特定**し対処することが重要。
- このため、ADB・ERIAとの連携により、個別プロジェクトに対する総合的な課題の検証・支援を行うプラットフォーム“**AZECトランジション推進カタリスト**”の具体化を図る。この仕組みの下で、特定分野／特定国にフォーカスしながら、①国や産業毎のロードマップ策定を通じた**需要創出・認知向上**、②**海外FS・実証事業の実施**、③国際機関とも連携した**ファイナンス環境整備・ルール形成**、④**個別課題の解決**等に一体的に取り組んでいく。

AZECトランジション推進カタリスト (AITF Catalyst)



1. トランジション・ファイナンスを巡る国内外の動向

2. クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針改訂（非公表）

※非公表